

総会

配布：一般

2014年12月18日

第69会期

議事日程議題 107

2014年12月10日に総会により採択された決議

[第六委員会の報告書に基づく (A/69/506)]

69/127. 国際テロ根絶のための措置

総会は、

国際連合憲章の目的および原則に基づいて、

あらゆる形態および表現におけるテロの苦悩に効果的に対処する国際社会の取組のための包括的な枠組を向上させる、2006年9月8日に採択された、国際連合グローバル・テロ対策戦略¹を、その全ての側面において、再確認し、そしてそれぞれ2008年9月4日と5日、2010年9月8日、2012年6月28日と29日また2014年6月12日と13日の、第一回、第二回、第三回および第四回の戦略の二年毎の再検討、並びにこれらの機会に開催された討論²を想起し、

2008年9月5日の62/272、2010年9月8日の64/297、2012年6月29日の66/282および2014年6月13日の68/276の総会諸決議を想起し、

2011年11月18日の総会決議66/10もまた想起し

国際連合50周年記念に際しての宣言³を更に想起し、

¹ 決議60/288.

² A/62/PV.117-120, A/64/PV.116 and 117, A/66/PV.118-120 および A/68/PV.94-97 参照。

³ 決議50/6.

国際連合ミレニアム宣言⁴を想起し、

2005年世界サミット成果文書⁵もまた想起し、そして特に、テロに関する節を再確認し、

1994年12月9日の総会決議49/60の添付文書に含まれた、国際テロ根絶のための措置に関する宣言、および1996年12月17日の総会決議51/210の添付文書に含まれた、1994年の国際テロ根絶のための措置に関する宣言を補足する宣言を更に想起し、

国際テロ根絶のための措置に関する全ての総会諸決議およびテロリストの行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に関する安全保障理事会諸決議を想起し、

そうする権能を有している普遍的な機関としての総会による国際的テロ根絶のための措置の審議の重要性を確信し、

世界中で実行されてきている、テロリストの行為の存続に深く動揺させられ、

2001年9月12日の総会決議56/1並びに2001年9月12日の1368(2001)および2001年9月28日の1373(2001)並びに2001年11月12日の1377(2001)の安保理諸決議の採択を駆り立てたもの、またその後生じたものを含む、莫大な人命の損失、破壊および損害を引き起こしてきたテロの凶悪な行為についての総会の最も強い非難を再確認し、

世界の様々な地域における国際連合事務所に対して生じた極悪且つ計画的な攻撃についての総会の最も強い非難もまた再確認し、

国家は、テロと闘うために講じたあらゆる措置が、国際法の下での全ての自らの義務を遵守することを確保しなければならずまた国際法、とりわけ国際人権、難民および人道法に従ってそのような措置を採用しなければならないことを確認し、

⁴ 決議55/2.

⁵ 決議60/1.

憲章、国際法および関連する国際条約に従って、何処でまた誰により犯されたものでも、あらゆる形態および表現におけるテロを防止し、闘いそして根絶するため国家間および国際的な機構や機関、地域的や準地域的な機構並びに取極および国際連合の間の国際協力を更に強化する必要性を強調し、

国家が必要な財政的、法的および技術措置を講じることそして関連する国際条約や議定書の批准または受諾を含んで、決議 1373 (2001) の実施を監視することにおいてテロ対策に関して同決議に従って設立された安全保障理事会委員会の役割に留意し、

国際テロと闘うことにおける国際連合や関連する専門機関の役割を高める必要性およびこの点で国連の役割を高める事務総長の提案に注意し、

あらゆる形態および表現における国際的なテロを防止しまた効果的に抑圧する国家の国の能力を高めることを目的とした国際的、地域的および準地域的な協力を強化する欠くことのできない必要性にもまた注意し、

問題のあらゆる側面を扱う包括的な法的枠組があることを確保する目的で、あらゆる形態および表現におけるテロの予防、鎮圧および根絶に関する既存の国際的な法的規定の範囲を緊急に再検討するという国家への総会の呼びかけをくり返し表明し、

文明間の寛容と対話並びに異教徒間および文明間の理解の増大は、協力を促進することにおける最も重要な要素の一つであり、そしてテロとの闘いに成功することを強調しまたこの目的のための様々な活動を歓迎し、

テロ行為は、いかなる状況においても正当化できないことを再確認し、

2005年9月14日の安全保障理事会決議 1624 (2005) を想起し、また国家は、テロリズムと闘うために取られたいかなる措置も国際法、とりわけ国際人権、難民および人道法の下での自らの義務を遵守することを確保しなければならないことを念頭に置きつつ、

国際テロを防止しまた抑圧する国際的な、地域的なそして準地域的なレベルでの最近の進展お

よび活動に留意し、

地域的な条約の推敲や遵守を通したものを含んで、どこでまた誰により行われたものでも、あらゆる形態および表現におけるテロを防止し、闘いそして排除する地域的な取組や準地域的な取組もまた留意し、

1996年12月17日の総会決議51/210により設立されたアド・ホック委員会が対処すべきであり、また、あらゆる形態および表現におけるテロに対する国際社会の合同で準備した対応を案出するため国際連合の後援の下でハイレベル会議を開催する問題を、その議事日程議題に保つという、1999年12月9日の54/110、2000年12月12日の55/158、2001年12月12日の56/88、2002年11月19日の57/27、2003年12月9日の58/81、2004年12月2日の59/46、2005年12月8日の60/43、2006年12月4日の61/40、2007年12月6日の62/71、2008年12月11日の63/129、2009年12月16日の64/118、2010年12月6日の65/34、2011年12月9日の66/105および2012年12月14日の67/99の諸決議における総会の決定を想起し、

2012年8月31日にテヘランで採択された、第16回非同盟諸国の国家元首または政府の長の会議の最終文書において、国家元首または政府の長が、テロリズムに関する非同盟諸国運動の集団的立場を繰り返し表明し⁶そしてあらゆる形態および表現におけるテロに対する国際社会の合同で準備された対応を案出するために国際連合の後援の下での国際的なサミット会議を求める従前のイニシアティブ⁷並びに他の関連する提言もまた想起し、

2002年12月18日の57/219、2003年12月22日の58/187、2004年12月20日の59/191、2005年12月16日の60/158、2006年12月19日の61/171、2007年12月18日の62/159、2008年12月18日の63/185、2009年12月18日の64/168、2010年12月21日の65/221、2011年12月19日の66/171および2013年12月18日の68/178の総会諸決議を念頭に置きつつ、

事務総長報告書⁸および第69会期中のその活動に関する第六委員会の作業グループの長の口頭報告⁹を審議し、

⁶ A/67/506-S/2012/752、添付文書I、第225および226項。

⁷ A/53/667-S/1998/1071、添付文書I、第161項。

⁸ A/69/209.

⁹ A/C.6/69/SR.28 参照。

1. 何処でまた誰により犯されたものでも、犯罪としてまた正当化できないものとして、あらゆる形態および表現におけるテロの全ての行為、方法および実践を強く非難する。

2. 全ての加盟国、国際連合および他の適切な国際的な、地域的なまた準地域的な機構に対し、資源および専門知識を動員することによるものを含んで、遅滞なく国際的な、地域的な、準地域的なまた国のレベルであらゆる側面について、国際連合グローバル・テロ対策戦略¹、並びに同戦略の第一回、第二回、第三回および第四回の隔年再検討に関する諸決議¹⁰を履行することを求める。

3. 国際連合グローバル・テロ対策戦略の履行のフォローアップおよび更新における総会の極めて重要な役割を想起し、2016年の第五回隔年再検討を期待し、そしてこれに関連して総会の将来の審議に貢献するという事務総長に対する総会の招請を想起し、またそうする場合の事務総長に対し、国際連合システムのテロ対策取組における全般的な調整と一貫性を確保するため事務局内の関連する活動についての情報を提供することを要請する。

4. 一般大衆、人々の集団または政治的目的のための特定の人々に恐怖の状態を引き起こすため意図されたかあるいは故意の犯罪行為は、どんな政治的、哲学的、イデオロギーの、人種的、種族的、宗教的あるいは他の性質がそれを正当化するために援用されても、いかなる状況においても正当化されないことを繰り返し表明する。

5. 全ての国家が、国際連合憲章および国際人権基準を含む、国際法の関連規定に従って、テロを防止しそしてテロとの闘いにおける国際協力を強化するため、更なる措置を採択しそして、その、目的のために、総会決議 51/210 の第3項(a)から(f)に定めら得た措置の実施を考慮するという総会の呼びかけをくり返し表明する。

6. 全ての国家が、関連する法的文書の効率的な履行を高めることを目的として、適切また適当と認められる場合に、テロに関連する事実に関する情報の交換を強化した、そうすることで、不正確なまたは裏付けのない情報の普及を防ぐという総会の呼びかけをまたくり返し表明する。

7. 国家が、テロリストの活動に資金提供し、奨励し、訓練を提供しまたはその他で支援する

¹⁰ 62/272、64/297、66/282 および 68/276 の諸決議。

ことを自制するという総会の呼びかけをくり返し表明する。

8. テロリスト集団による身代金および／または政治的譲歩を要求する誘拐や人質拘束の出来事の増加に懸念を表明し、そしてこの問題に対処する必要性を表明する。

9. 外国人テロ戦闘員、すなわち、テロ行為の犯行、立案または準備、若しくは参加の目的のためにまたは武力紛争に関連したものを含む、テロリストの訓練を提供するか若しくは受けるために居住国または国籍国以外の国家へ渡航する個人、により与えられた重大なまた増えつつある脅威について深刻な懸念を表明し、自国の国際的な義務の実施を通じたものを含む、この問題に対処する国家の必要性を強調し、そして国家の要請に基づいた、最も影響を受けた地域の国を含む、国家を支援する既存の職務権限に従った、国際連合の能力構築と能力構築の促進の重要性を強調する。

10. この悩みを取り除くための迅速且つ効果的な措置を講じることにより国際テロに対する断固として協力する国家の必要性を強調し、そしてこれに関連して全ての国家に対し、適用可能な国際法および国連憲章の下での自らの義務に従って、安全な避難所を拒否しそして司法手続に付するかあるいは、適当と認められる場合に、引き渡すかあるいは訴追するか原則に基づいて、テロ行為の実行者またはテロ行為の資金提供、計画立案または準備を支援し、助長しまたは参加し若しくは参加を試みる者を引き渡すことを求める。

11. 国家に対し、テロ行為の犯行を犯すか、犯すことを試み、助長または参加する個人や団体の利益のための資金を意図的に提供するか集める自国民または自国領域内の他の人々や団体が、そのような行為の深刻な性質に一致した刑罰により処罰されることを促す。

12. テロ行為の実行者が訴追されることを確保するという、関連する国際条約および議定書並びに安保理決議 1373 (2001) を含む、安全保障理事会諸決議の下での自国の義務に、国家の注意を喚起し、そして国際テロを取り除く措置に関する総会諸決議を想起する。

13. テロと闘う国際協力並びに国家による行動は、国連憲章、国際法および関連する国際条約の原則に一致して実施されるべきことを再確認する。

14. 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約¹¹、核物質の防護に関する条約の改正¹²、海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の 2005 年議定書¹³および大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書に対する 2005 年の議定書¹⁴の採択を想起し、そして全ての国家に対し、優先事項として、これらの国際条約の当事国となることを考慮することを促す。

15. まだそうしていない全ての国家に対し、優先事項としてまた安全保障理事会決議 1373 (2001) および 2004 年 10 月 8 日の安保理決議 1566 (2004) に従って、総会決議 51/210 の第 6 項において言及されたように関連する諸条約および議定書並びにテロリストの爆弾使用の防止に関する国際条約¹⁵、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約¹⁶、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約および核物質の防護に関する条約の改正の当事国となることを促し、そして全ての国家に対し、適切な場合には、これらの諸条約および議定書の規定を実施するために必要な国内法を規定すること、テロ行為の実行者を訴追することを裁判所に可能とする裁判所の管轄権を確保することまたこの目的のために他国や関連する国際的な、地域的なまた準地域的な機構と協力しそして支援や援助を提供することを求める。

16. 国家に対し、適切な場合には既存の職務権限の範囲内で、技術的および他の専門的助言が、上記第 15 項で言及された条約や議定書の当事国となることや履行することにおいて援助を要求しまた要請している国家に提供されることを確保する目的で、事務総長とまた互いに、並びに利害関係のある政府間機構と協力することを促す。

17. 2013 年 12 月 16 日の総会決議 68/119 の第 12 および 13 項に含まれた呼びかけに一致して、多くの国家が、そこに言及された関連する条約や議定書の当事国となったこと、そのことによりこれらの条約の広範な受諾と実施という目的が実現したことに謝意と満足をもって留意する。

¹¹ 国際連合、条約集、第 2445 巻、No.44004.

¹² 核物質の防護に関する条約の改正案の審議および採択会議により 2005 年 7 月 8 日に採択された（国際原子力機関、文書 GOV/INF/2005/10-GC(49)/INF/6, 添付文書。

¹³ SUA 条約の改正に関する外交会議により 2005 年 10 月 14 日に採択された。（国際海事機関、文書 LEG/CONF.15/21）。

¹⁴ SUA 条約の改正に関する外交会議により 2005 年 10 月 14 日に採択された。（国際海事機関、文書 LEG/CONF.15/22）。

¹⁵ 国際連合、条約集、第 2149 巻、No.37517.

¹⁶ 前掲、第 2178 巻、No.38349.

18. 総会決議 49/60 の添付文書に含まれた、国際的なテロリズムを根絶するための措置に関する宣言、および総会決議 51/210 の添付文書に含まれた、国際的なテロリズムを根絶するための措置に関する 1994 年宣言を補足する宣言を再確認し、全ての国家に対し、それらを実施することを求める。

19. 全ての国家に対し、テロ行為を防止しまた抑圧するため協力することを求める。

20. 全ての国家および事務総長に対し、国際テロを予防する自らの取組において、国際連合の既存の制度をできるだけ有効に使用することを促す。

21. 国際連合テロ対策センターは、ニューヨークのテロ対策履行タスクフォースの範囲内でその義務を遂行することそして同センターは、国際連合グローバル・テロ対策戦略の履行を支援することに留意し、そして全ての加盟国に対し、同センターと共同することまたタスクフォースの範囲内でその活動の実施に貢献することを奨励する。

22. ウィーンの世界連合薬物犯罪事務所のテロ防止課に対し、その職務権限を通して、テロの予防における国際連合の能力を向上させるその取組を続けることを要請し、そして、国際連合グローバル・テロ対策戦略および安全保障理事会決議 1373 (2001) の文脈において、それらの中の最も最近のものを含む、テロリズムに関連する国際条約および議定書の当事国になることまた実行することにおいて、そして国家の能力構築を通じたものを含む、テロリズムに関連する犯罪事項における国際的な協力制度を強化することにおいて、国家を支援するその役割を認識する。

23. 準地域的政府間機構に対し、国際的なテロを根絶するために地域レベルで採択した措置についての、並びにそれらの機構により開催された政府間会合についての、情報を事務総長に提出することを招請する。

24. より多くの時間が、未解決の問題についての本質的な進展を達成するために必要とされているという第六委員会の作業グループの勧告を考慮しつつ、第六委員会が、総会の第 70 会期において、国際的なテロリズムに関する包括的な条約案に関する進展並びに国際連合の後援の下でハイレベル会議を開催する問題に関する総会決議 54/110 によりその議事日程議題に含まれた項目についての議論を、完成させる目的で作業部会を設立することを勧告することを決定する。

25. 未解決のあらゆる問題を解決することに向けた加盟国の努力を認識し、そして全ての加盟国に対し、会期間期間中に、自らの努力を倍加することを奨励する。

26. 「国際テロ根絶のための措置」と表題の付いた項目を総会の第70会期の暫定議事日程議題に含めることを決定する。

第68回本会議

2014年12月10日